

障害のある子どもなどのために

このページでは、障害者手帳を持たないお子さんであっても利用可能な制度等を掲載しています。なお、そのほか障害者手帳を持つお子さんが利用可能な制度などについては、障害福祉課へお問い合わせください。

歯科サービスセンター

☎0774-39-9430 FAX0774-39-9432

対 象	市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方と特別児童扶養手当の対象児童
場 所	うじ安心館 5階 map 8D
診療日時	毎週水曜日の13:30～15:30 予約制

特別児童扶養手当

☎障害福祉課 ☎0774-21-0419
FAX0774-22-7117

✉shougaifukushi@city.uji.kyoto.jp

対 象	20歳未満の中等度以上の障害のある児童(おおむね身体障害者手帳3級以上、療育手帳AまたはBの一部等)を家庭で養育している保護者。ただし、所得による制限があります。
支給月額	月額 1級55,350円、2級36,860円 (令和6年度より)

障害児福祉手当

☎障害福祉課 ☎0774-21-0419
FAX0774-22-7117

✉shougaifukushi@city.uji.kyoto.jp

対 象	20歳未満の在宅の重度心身障害児で、日常生活において常時介護を必要とする児童。ただし、所得による制限があります。
支給月額	月額 15,690円(令和6年度より)

自立支援医療(育成医療)

☎障害福祉課 ☎0774-21-0419
FAX0774-22-7117

✉shougaifukushi@city.uji.kyoto.jp

手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童の医療費の一部を助成します。

対 象	18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童。
自己負担額	市民税の所得割額に応じた自己負担上限額の範囲内で、医療費の1割を医療機関にお支払いいただきます。

※申請や自己負担額など、詳しくは上記窓口までお問い合わせください。

軽度・中等度難聴児支援事業

☎障害福祉課 ☎0774-21-0419
FAX0774-22-7117

✉shougaifukushi@city.uji.kyoto.jp

補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成します。

対 象	18歳未満の身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児。ただし、所得による制限があります。
支給額	基準額の3分の2

小児慢性特定疾病児童 日常生活用具給付事業

☎障害福祉課 ☎0774-21-0419
FAX0774-22-7117

✉shougaifukushi@city.uji.kyoto.jp

対 象	小児慢性特定疾病医療受給者証(京都府山城北保健所の交付)を持つ児童。(医師意見書が必要)
自己負担額	市民税の課税額に応じた額(月額)、及び品目ごとの給付限度額を超過した額。

障害児通所給付について

☎ 障害福祉課 ☎0774-21-0419 FAX0774-22-7117 ✉ shougaifukushi@city.uji.kyoto.jp

◆未就学児を対象とした主な障害児通所給付

給付名	内容
児童発達支援	未就学の児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所や学校などを訪問し、障害のある児童に関し、集団生活への適応のための専門的な支援や助言を行うサービスです。

◆主な障害児通所給付・施設一覧

施設名	所在地	設置主体	電話番号	児童発達支援	保育所等訪問支援
みんなのきしゅしゅ	菟道荒槇37	(福)宇治福祉園	0774-23-6559	○	
みんなのきちゃお					○
ころぼっくる 幼児期親子療育	槇島町大幡 26	(特非) アジュール舎	0774-34-2382	○	
れら訪問療育					○
子ども発達 さぼーとセンター あゆみ園	槇島町園場 14-8	(福)不動園	0774-24-1233	○	
子ども発達 さぼーとセンター あゆみ訪問支援室					○
かおり之園 さん	伊勢田町 ウト口1-6	(福)かおり福祉会	0774-43-0547	○	
フォレストキッズべっぷ 宇治教室	宇治半白 34-2	(医)糖心会 べっぷ内科クリニック	0774-25-1177	○	
エンジョイリズム	羽拍子町 66	(合)エンジョイリズム	0774-39-4647	○	
おかめいんこ	伊勢田町 新中ノ荒 51-7	(株)こころ	0774-66-2193	○	
ソマリ	広野町尖山 4-857		0774-74-8844		○
ぼの	木幡南山畑 1-6	(株)Lia	0774-66-7346	○	
KID ACADEMY+ 宇治校	大久保町 上ノ山 43-44	(株)ティンカー・ エヌkids	0774-74-8545	○	

宇治市役所代表 ☎0774-22-3141

宇治子育て情報誌 2025



29

障害のある子どもなどのために

主に未就学児を対象とした障害者手帳取得により利用できる制度一覧

問 障害福祉課 ☎0774-21-0419 FAX0774-22-7117 ✉shougaiukushi@city.uji.kyoto.jp

制度名		対象		内容	問い合わせ先
		身体	療育		
重度心身障害児・者の医療費助成(福祉医療) 保険診療の自己負担分を全額助成。ただし、入院時の食事代、自費負担分等は対象外。		1・2級	A B(非課税世帯)	●所得制限あり。 ●対象は左記のほか、B1かつ3級以上の重複も対象	年金医療課 (申請が必要)
交通	電車運賃の半額(JR/私鉄)	1種＝ 本人と介護者(1名)	1種(A)＝ 本人と介護者(1名)	●1種は定期・回数券・急行券も割引 ●1種でも1人で乗ると2種と同じく100kmを超える場合で普通乗車券のみ割引になります。 ●京都市営地下鉄は2種でも100km以下の短距離も適用。 ●2種12歳未満で定期を買う場合は、介護者のみ半額	各鉄道会社 (切符を買う際に手帳呈示)
		2種＝ 片道100kmを超える場合本人のみ割引	2種(B)＝ 片道100kmを超える場合本人のみ割引		
	バス運賃の半額(各社)	1種＝ 本人と介護者	1種(A)＝ 本人と介護者	●府外では一部適用されない場合があります。	各バス会社 (料金を払う際に手帳呈示)
		2種＝本人のみ	2種(B)＝ 本人のみ		
	有料道路通行料金の半額	1種・※2種 (2種は本人運転のみ。)	1種(A)	●割引登録申請のうえ、手帳呈示により割引。ETC利用の場合は、保護者等の車(事業用は対象外)とETCカードの事前登録が必要。 ●大人になり本人運転の場合は身体2種も対象。	障害福祉課 (申請が必要)
	タクシー運賃の1割引(各社)	1種・2種	1種・2種(A・B)	●府外では一部適用されない場合があります。	各タクシー会社 (乗ったときに呈示)
	宇治市福祉タクシー・ガソリン券(1か月当たりタクシー1000円又はガソリン700円)	視覚1・2級 下肢・体幹1～3級 内部1級(免疫・肝臓1・2級)	A	●タクシー券として利用の場合、上記の1割引とあわせて使えます。	障害福祉課 (申請が必要)
	飛行機の割引	1種＝ 本人と介護者	1種(A)＝ 本人と介護者	●割引率・対象等は航空会社による。	各航空会社 (航空券を買う際に手帳呈示)
2種＝本人のみ		2種(B)の一部＝ 本人のみ			
駐車禁止除外指定車標章		上肢1～2級の一部、下肢1～4級、平衡3級、体幹1～3級、移動1～4級、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸1～3級、視覚1～4級の一部、聴覚2～3級、免疫・肝臓1～3級	A	●除外されない道路等もありますので、詳しくは警察へ。	宇治警察署 ☎0774-21-0110 (児童同伴で申請)

